

## 1. 使用料の減免について

加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例施行規則第5条に定める使用料の減免は以下の場合に減額し、または免除することができます。

### 【減免理由】

- (1) 市が主催する事業のために使用するとき【規則第5条第1項第1号】
- (2) 市が共催する事業のために使用するとき【規則第5条第1項第2号】
- (3) 公共的団体が公益のために使用するとき【規則第5条第1項第3号】
- (4) 次に掲げる団体が当該活動に係る会議等で使用するとき【規則第5条第1項第4号】
  - ①加古川市民交流ひろばを使用する市民団体に関する要綱の規定に基づき、市民団体として認定を受けている団体
  - ②加古川市民交流ひろばを使用する「男女共同参画に関する活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱の規定に基づき、男女共同参画活動団体として認定を受けている団体
  - ③加古川市民交流ひろばを使用する「国際交流及び多文化共生に関する活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱の規定に基づき、国際交流活動団体として認定を受けている団体
  - ④勤労者の福祉に関する活動を行う団体のうち産業振興課において減免対象であると認められる団体
  - ⑤青少年の健全育成に関する活動を行う団体のうち青少年育成課において減免対象であると認められる団体
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき【規則第5条第1項第5号】

2. 提出書類 加古川市民交流ひろば使用許可兼使用料減免申請書

3. 提出先 市民交流ひろば受付

4. 提出期限 使用しようとする日の概ね1週間前まで

5. その他 詳しくは、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

市民活動推進課多文化共生係（国際交流センター）

TEL：079-425-1166